

総務協議会協議事項

〔	日時	令和4年11月21日(月)	〕
		午前10時	
	場所	第一委員会室	

○ 所管事項の報告について

- 1 令和4年度八戸市中心市街地歩行者通行量調査結果について
- 2 八戸市営魚菜小売市場改修等建築工事請負の一部変更契約の締結を
 することの専決処分について
- 3 八戸市体育館の建て替えに関する基本構想の策定について
- 4 新井田公園テニスコート増設等工事（その2）請負の一部変更契約
 の締結について
- 5 包括外部監査結果に対する措置状況について
- 6 八戸市職員の定年等に関する条例等の一部改正等（案）の概要に
 ついて
- 7 八戸市職員の給与に関する条例の一部改正（案）の概要について
- 8 八戸市職員の給与に関する条例等の一部改正（案）の概要について
- 9 八戸市職員退職手当支給条例の一部改正（案）の概要について
- 10 八戸市立学校設置条例の一部改正（案）の概要について
- 11 令和5年八戸市成人式について
- 12 櫛引遺跡出土品の重要文化財指定について

令和4年度八戸市中心市街地歩行者通行量調査結果について

1. 調査内容

第3期八戸市中心市街地活性化基本計画（以下3期計画という）の目標「街なかの賑わい創出（来街機会の創出と回遊性の向上）」の指標値の1つである歩行者通行量について、毎年10月の平日1日・休日1日の測定を行うもの。

（1）調査日時：令和4年10月2日（日）・7日（金） 各日9時～19時（10時間計測）

（2）調査地点：三日町・十三日町の8地点及び花小路3地点の計11地点

※三日町

（1）さくら野、2 マチニワ（大平写真部）、
3 明治安田ビル、4 光進ビル）

※十三日町

（5）旧いわぎんローンプラザ、6 花真ビル、
7 グローバルビュー八戸、8 八田神仏具店）

※花小路

（A）いわとくパルコ裏口、B ガーデンテラス
スコーピー前、C ハートビル裏口）

（3）調査日天候：10月2日（晴れ時々曇り）

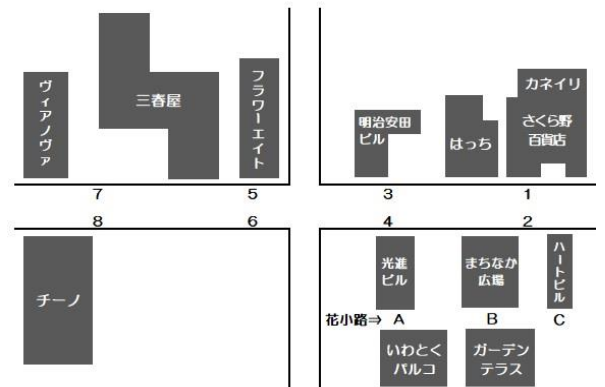
最高気温 22.8℃、最低気温 13.8℃

10月7日（曇りのち雨）

最高気温 14.5℃、最低気温 6.9℃

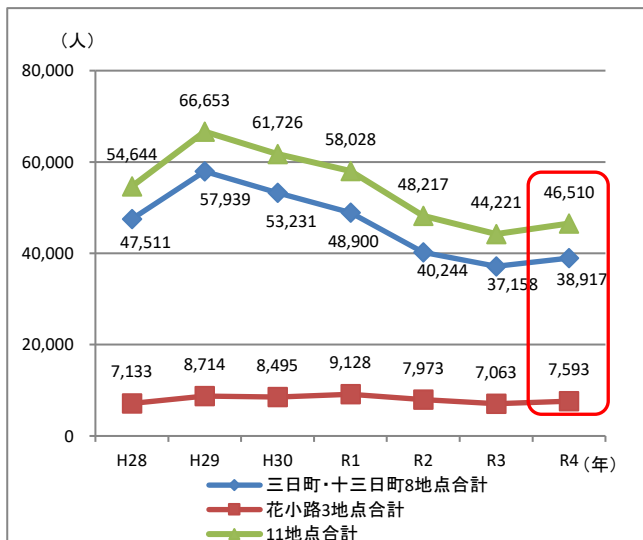
（4）調査方法：目視による測定

（5）実施主体：三日町・十三日町の8地点は八戸市、花小路3地点は八戸市中心市街地活性化協議会

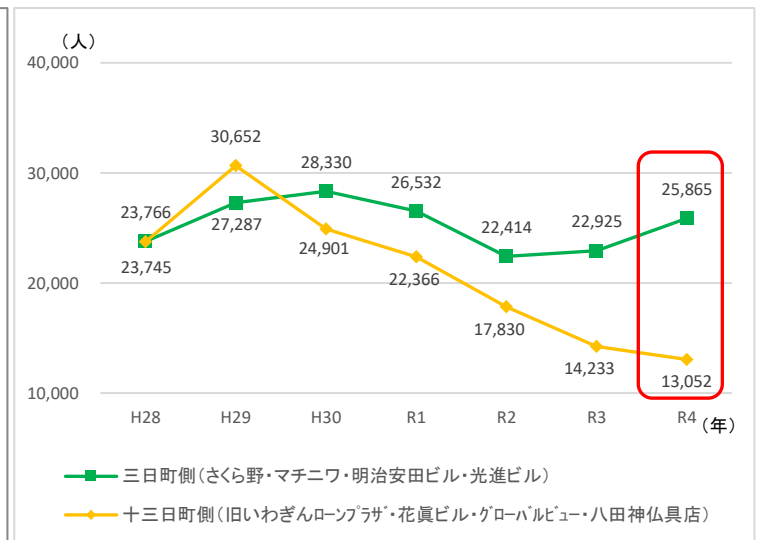


2. 調査結果の概要

【これまでの推移（グラフ1）】



【三日町側・十三日町側各4地点の合計の推移（グラフ2）】



- ・第3期計画の指標値である11地点合計の歩行者通行量は、46,510人で前年比2,289人（5.2%）増となった。（グラフ1参照）
- ・11地点で調査を始めた平成28年度以降、平成29年度をピーク（66,653人）に減少が続き、特に令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症による外出控え等の影響でその傾向が顕著となったが、令和4年度は5年ぶりに対前年度比で増加となった。

- ・増加となったのは10月2日（日）の人出によるものだが、その要因の一つは、マチニワで開催された「さんばちファーマーズマルシェ（主催：さんばちファーマーズマルシェ実行委員会・三八地域県民局農林水産部）」や「八戸中心街まち歩き型謎解きゲーム（主催：八戸商工会議所）」といったイベントへの市民等来街者の参加によるものである。未だコロナ禍にあって、感染症対策を講じながら徐々に社会経済活動の回復が図られてきたと考えられる。
- ・一方で、10月7日（金）平日は、気温も低く、また午後から雨天となり人出が鈍ったことから、前年度の平日との比較では約1割の減少となり、全体の増加の伸びを抑える結果となった。
- ・また、三日町と十三日町両街区の推移を比較すると、三日町側は、新型コロナウイルス感染症の影響前の数値に戻りつつあるが、十三日町側は平成30年度以降、三日町側を下回る状況が続き、令和4年度は更にその差が拡大した。（グラフ2参照）
- ・この要因としては、十三日町側の大型商業施設の閉店など、その場所を目指して歩く誘因となる目的地が一層減ったことが考えられる。
- ・一方で、さくら野やマチニワ（大平写真部）の2地点の合計では、前年度と比較し3,261人（24.6%）増となった。さくら野をはじめとした周辺店舗や公共施設の利用によるものと考えられる。
- ・全体としては、新型コロナウイルス感染症の影響が残る中にあり、また大型商業施設の閉店の影響も重なり、令和5年度の目標指標値75,600人は下回ることになったが、公共施設を活用したイベントへの集客などの来街と回遊が見られたことは、中心市街地活性化基本計画に基づく取組の一定の成果であると考えられる。

【参考：地点ごとの数値】

休日	三日町				十三日町				8地点 の合計	花小路 (3地点) の合計	11地点 の合計
	1 さくら野	2 マチニワ (大平写真部)	3 明治安 田ビル	4 光進 ビル	5 旧いわぎん ローン プラザ	6 花真 ビル	7 ホテル グローバ ルビュー	8 八田 神仏具店			
R4 年	4,038	5,475	2,627	2,255	2,015	1,749	1,513	1,332	21,004	3,773	24,777
前年比 (増減)	598	2,692	△97	635	△921	812	121	502	4,342	550	4,892
前年比 (増減率)	17.4	96.7	△3.6	39.2	△31.4	86.7	8.7	60.5	26.1	17.1	24.6
平日	三日町				十三日町				8地点 の合計	花小路 (3地点) の合計	11地点 の合計
	1 さくら野	2 マチニワ (大平写真部)	3 明治安 田ビル	4 光進 ビル	5 旧いわぎん ローン プラザ	6 花真 ビル	7 ホテル グローバ ルビュー	8 八田 神仏具店			
R4 年	4,177	2,814	2,845	1,634	2,553	1,128	1,889	873	17,913	3,820	21,733
前年比 (増減)	337	△366	△524	△335	△1,503	112	△361	57	△2,583	△20	△2,603
前年比 (増減率)	8.8	△11.5	△15.6	△17.0	△37.1	11.0	△16.0	7.0	△12.6	△0.5	△10.7
合計	三日町				十三日町				8地点 の合計	花小路 (3地点) の合計	11地点 の合計
	1 さくら野	2 マチニワ (大平写真部)	3 明治安 田ビル	4 光進 ビル	5 旧いわぎん ローン プラザ	6 花真 ビル	7 ホテル グローバ ルビュー	8 八田 神仏具店			
R4 年	8,215	8,289	5,472	3,889	4,568	2,877	3,402	2,205	38,917	7,593	46,510
前年比 (増減)	935	2,326	△621	300	△2,424	924	△240	559	1,759	530	2,289
前年比 (増減率)	12.8	39.0	△10.2	8.4	△34.7	47.3	△6.6	34.0	4.7	7.5	5.2

八戸市営魚菜小売市場改修等建築工事請負の一部変更契約の締結をすることの
専決処分について

1. 工事名 八戸市営魚菜小売市場改修等建築工事
2. 契約者 株式会社石上建設 代表取締役 岩渕 仁
3. 専決処分の理由 設計変更により工事請負額の変更が生じたため、地方自治法
第180条第1項の規定に基づき、専決処分したもの。
4. 主な変更理由
- ・ ガードレール及びネットフェンス新設の増工
 - ・ 擁壁天端補修の増工
 - ・ 市道側溝撤去新設の増工



施工後の様子（赤線：増工箇所）

5. 契約額
- | | |
|-----|-----------------------|
| 変更前 | 339,933,000 円 |
| 変更後 | 341,242,000 円 |
| 増 減 | 1,309,000 円 (1.01%増額) |
6. 処分年月日 令和4年11月4日

八戸市体育館の建て替えに関する基本構想の策定について

1 構想策定の目的

八戸市体育館の建て替えに関する基本的な考え方をとりまとめること。

2 これまでの経緯

時期	内容
令和3年11月24日 ～令和4年1月11日	競技団体アンケート調査、市民アンケート調査、スポーツ施設指定管理者アンケート調査及び地域プロスポーツチームアンケート調査実施
令和4年1月20日	第1回八戸市体育施設整備検討委員会開催 ・八戸市体育館に関するアンケート調査結果等
令和4年2月7日	第2回八戸市体育施設整備検討委員会開催 ・長根公園内体育施設現地視察
令和4年2月14日	第3回八戸市体育施設整備検討委員会開催 ・八戸市体育館の機能・規模等
令和4年5月26日	第4回八戸市体育施設整備検討委員会開催 ・八戸市体育館の機能・規模・配置等
令和4年6月29日 ～令和4年9月26日	八戸市スポーツ協会加盟競技団体との意見交換会開催（体操協会、武術太極拳連盟、卓球協会、ソフトテニス協会、柔道協会、バレーボール協会、バスケットボール協会、水泳協会、弓道協会及びウエイトリフティング協会 ※希望競技団体のみ実施）
令和4年7月20日	第5回八戸市体育施設整備検討委員会開催 ・八戸市体育館の建て替えに関する基本構想(案)諮問
令和4年7月21日 ～8月31日	パブリックコメント実施
令和4年10月12日	第6回八戸市体育施設整備検討委員会開催 ・八戸市体育館の建て替えに関する基本構想(案)
令和4年11月16日	第7回八戸市体育施設整備検討委員会開催 ・八戸市体育館の建て替えに関する基本構想(案)
	八戸市体育館の建て替えに関する基本構想（案）答申
令和4年11月17日	八戸市体育館の建て替えに関する基本構想の策定

3 建て替えに関する基本的なコンセプト

「する」スポーツ、「みる」スポーツ、「ささえる」スポーツ活動を促し、スポーツのある日常生活を支えるための「多様な世代の誰もがスポーツに親しめるスポーツ振興拠点」とし、主な日常時の利用はスポーツ活動とするが、非日常時は、スポーツ施設としてだけでなく、各種コンベンションの開催等多目的利用が可能な施設となるよう必要な機能を整備。

4 新たな体育館の施設の構成に関する考え方

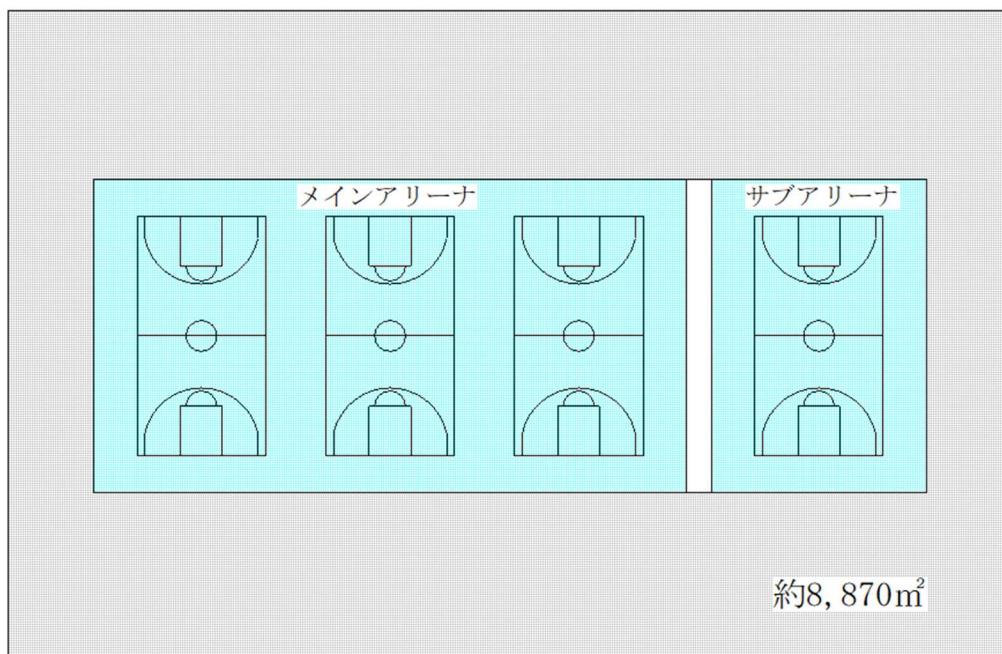
(1) メインアリーナ

バスケットボールコート（806 m²）3面分程度の面積とし、観客席については固定式で現状の3/4程度の1,500席以内を想定。また、大規模な大会等の開催の際の座席については、仮設により増やし、対応することを想定。

(2) サブアリーナ

バスケットボールコート（806 m²）1面分程度の面積とし、メインアリーナと連続性を持たせることを想定。また、観客席については固定式で500席以内とし、メインアリーナとあわせて、現状（2,000席）と同程度の席数を確保することを検討。

（メインアリーナ3面+サブアリーナ1面のイメージ）



(3) 柔道場

試合場サイズ2面分 (31m×16m) 程度の面積とすることを想定し、観客席の整備についても検討。

(4) 剣道場

試合場サイズ2面分 (28m×14m) 程度の面積とすることを想定し、観客席の整備についても検討。

(5) トレーニングルーム

現状(面積717㎡)と同程度の面積とすることを想定。

(6) プール

8レーン程度の屋内25m公認プールの整備について検討。

(7) その他の諸室

会議室、器具庫、スタッフルーム、更衣室、シャワー室、医務室、多目的室及びキッズルーム等の必要な施設の整備を検討。

5 長根公園内の他のスポーツ施設等の構成に関する考え方

(1) 武道館

武道館は存置し、レスリング場等として利用を継続し、柔道場及び剣道場は新体育館内に整備。

(2) 弓道場

存置し、利用を継続。

(3) プール

廃止し、新体育館内への整備について検討。

(4) スポーツ研修センター

廃止し、スポーツ研修センター及び長根屋内スケート場等の会議室の利用状況等を踏まえ、新体育館内に会議室を整備。

(5) スケートリンク

廃止。

6 新たな体育館の整備想定エリア



7 建て替えに向けて配慮すべき事項

(1) ユニバーサルデザイン

多様な世代の誰もが利用しやすい体育館となるよう配慮。

(2) 環境負荷の低減

可能な限り環境負荷の低減を図るよう配慮。

(3) 将来の需要に応じた仕様

市内のスポーツ競技人口の動態及び現状の市内施設の利用率等も踏まえ、将来の需要に応じた体育館となるよう配慮。

(4) 快適性

する・みる・ささえるスポーツそれぞれの立場における快適性に配慮。

(5) 配置

中心市街地との回遊性に配慮するとともに、長根公園外からのアクセス及び公園内の他の施設との動線も踏まえ、検討。

(6) 防災機能

長根公園は、地域防災拠点及び広域避難場所に位置付けられており、また、その中に立地する長根屋内スケート場は地域防災拠点施設として、帰宅困難者等の一時避難施設、消防・警察・自衛隊等の災害応急復旧活動拠点及び救援物資等集積場所等としての役割を担っていることから、その役割について検討。

8 建て替え・運営手法

市が自ら建て替え等を行う従来型手法のほか、民間の創意工夫等を活用したPFI手法等の導入についても検討。

9 着工までの流れ

基本構想	体育館の建て替えに関する基本的な考え方をまとめたもの。
基本計画及び事業手法 検討調査	基本構想でまとめた内容について整理し、より詳細な規模、仕様及び設備等をまとめるとともに、 従来型手法や民間の創意工夫等を活用したPFI手法等の事業手法について検討。
基本設計	基本計画で示した内容について、法令や敷地の条件等を踏まえながら、基本的な図面としてまとめたもの。
実施設計	基本設計に基づき、実際の工事を考慮した上で、詳細な図面を作成するとともに、具体的な工事費の積算を行うもの。
着工	

新井田公園テニスコート増設等工事（その２）請負の一部変更契約の締結について

1 工事名 新井田公園テニスコート増設等工事（その２）

2 契約者 八戸市小中野八丁目 3 番 4 号
株式会社高橋工務店
代表取締役 高橋 勢治

3 契約額 (変更前) 141,654,700円
(変更後) 170,852,000円
(増減額) 29,197,300円 (20.6%増額)

4 主な変更理由 ・樹木伐採工の増工
・スタンド整備工の増工

包括外部監査結果に対する措置状況について

令和3年度以前の包括外部監査において指摘を受けた事項に対する措置の実施状況（令和4年10月末現在）について、地方自治法第252条の38第6項に基づき、監査委員へ通知したことから、その概要を報告するもの。

1 概要

- (1) 監査の種類 地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査
- (2) 指摘区分 監査の結果・・・措置することが必要なもの
意見……………改善を要望するもの
- (3) 措置対象

監査実施年度	監査の結果	意見	合計
令和3年度	27	35	62
令和2年度（未措置分）	5	7	12
令和元年度（未措置分）	4	6	10
平成30年度（未措置分）	2	14	16
平成29年度（未措置分）	0	3	3
合計	38	65	103

※平成28年度の指摘事項は全て措置済。

(4) 措置区分

区分	措置状況
措置済	措置が完了している、又は、今後の具体的な対応方針・内容を確定させたもの。
現状維持	現状のとおりとするもの。
検討中	措置の途中である、又は、具体的な対応方針・内容を検討中のもの。

※地方自治法に基づく監査委員への通知の対象は、「措置済」及び「現状維持」の項目。

（「検討中」に係るその後の措置状況は、翌年度以降通知する。）

2 措置状況

(1) 令和3年度包括外部監査

- ① 監査テーマ 地域経済の活性化及び雇用の創出に関する施策の財務事務の執行について
- ② 監査対象 第2期八戸市総合戦略に登載されている地域経済の活性化及び雇用の創出に関する事業（49事業）
※令和2年度の包括外部監査で監査対象となった事業は除く。
- ③ 措置状況 （措置状況一覧は別紙1－1参照、措置の内容は別紙1－2参照）

指摘を受けた全62項目についての措置状況は下表のとおり。

指摘区分	措置状況（R4年10月末現在）			合計
	措置済	現状維持	検討中	
監査の結果	24	0	3	27
	38.7%	0.0%	4.8%	43.5%
意見	22	2	11	35
	35.5%	3.2%	17.8%	56.5%
合計	46	2	14	62
	74.2%	3.2%	22.6%	100.0%

(2) 令和２年度包括外部監査

- ① 監査テーマ 補助金に関する事務の執行について
- ② 監査対象 一般会計の補助金のうち、決算額が 2,000 千円以上の補助金（64 件）
 ※ただし、2,000 千円未満でも、交付開始から 20 年超を経過している補助金や、
 決算額が毎年同額である補助金は監査対象としている。
 ※過去 2 か年の包括外部監査で監査対象となった補助金は除く。
- ③ 措置状況 （措置状況一覧は別紙 2－1 参照、措置の内容は別紙 2－2 参照）

指摘を受けた全 97 項目中、令和 3 年 10 月末までに措置済となったのは 85 項目（監査の結果：34 項目、意見：51 項目）であり、残る 12 項目についての措置状況は下表のとおり。

指摘区分	R3 年 10 月末 までに 措置済	措置状況（R4 年 10 月末現在）				合 計
		措置済	現状維持	検討中	計	
監査の結果	34	5	0	0	5	39
	35.0%	5.2%	0.0%	0.0%	5.2%	40.2%
意 見	51	4	1	2	7	58
	52.6%	4.1%	1.0%	2.1%	7.2%	59.8%
合 計	85	9	1	2	12	97
	87.6%	9.3%	1.0%	2.1%	12.4%	100.0%

(3) 令和元年度包括外部監査

- ① 監査テーマ 子育て支援の充実にに関する施策の財務事務の執行について
- ② 監査対象 「第 2 期八戸市次世代育成支援行動計画」及び「第 6 次八戸市総合計画」
 に掲載されている子育て支援の充実にに関する事業（52 事業）
- ③ 措置状況 （措置状況一覧は別紙 3－1 参照、措置の内容は別紙 3－2 参照）

指摘を受けた全 83 項目中、令和 3 年 10 月末までに措置済となったのは 73 項目（監査の結果：32 項目、意見：41 項目）であり、残る 10 項目についての措置状況は下表のとおり。

指摘区分	R3 年 10 月末 までに 措置済	措置状況（R4 年 10 月末現在）				合 計
		措置済	現状維持	検討中	計	
監査の結果	32	3	0	1	4	36
	38.6%	3.6%	0.0%	1.2%	4.8%	43.4%
意 見	41	2	0	4	6	47
	49.4%	2.4%	0.0%	4.8%	7.2%	56.6%
合 計	73	5	0	5	10	83
	88.0%	6.0%	0.0%	6.0%	12.0%	100.0%

(4) 平成 30 年度包括外部監査

- ① 監査テーマ 防災に関する事務事業の執行について
- ② 監査対象 「八戸市復興計画」に登載されている事業のうち、市が防災の仕組みを構築するために実施する事業（83 事業）
- ③ 措置状況 （措置状況一覧は別紙 4－1 参照、措置の内容は別紙 4－2 参照）

指摘を受けた全 67 項目中、令和 3 年 10 月末までに措置済となったのは 51 項目（監査の結果：9 項目、意見：42 項目）であり、残る 16 項目についての措置状況は下表のとおり。

指摘区分	R3 年 10 月末 までに 措置済	措置状況（R4 年 10 月末現在）				合 計
		措置済	現状維持	検討中	計	
監査の結果	9	0	0	2	2	11
	13.4%	0.0%	0.0%	3.0%	3.0%	16.4%
意 見	42	2	0	12	14	56
	62.7%	3.0%	0.0%	17.9%	20.9%	83.6%
合 計	51	2	0	14	16	67
	76.1%	3.0%	0.0%	20.9%	23.9%	100.0%

(5) 平成 29 年度包括外部監査

- ① 監査テーマ ・出資団体の財務事務の執行及び経営管理について
・八戸市立図書館及び八戸市博物館にかかる財務事務の執行について
- ② 監査対象 ・（公財）八戸市総合健診センター、（社福）八戸市社会福祉事業団、
なんごうプラザ(株)、（一財）八戸地域地場産業振興センター
・八戸市立図書館、八戸市博物館
- ③ 措置状況 （措置状況一覧は別紙 5－1 参照、措置の内容は別紙 5－2 参照）

指摘を受けた全 75 項目中、令和 3 年 10 月末までに措置済となったのは 72 項目（監査の結果：26 項目、意見：46 項目）であり、残る 3 項目についての措置状況は下表のとおり。

指摘区分	R3 年 10 月末 までに 措置済	措置状況（R4 年 10 月末現在）				合 計
		措置済	現状維持	検討中	計	
監査の結果	26	0	0	0	0	26
	34.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	34.7%
意 見	46	2	0	1	3	49
	61.3%	2.7%	0.0%	1.3%	4.0%	65.3%
合 計	72	2	0	1	3	75
	96.0%	2.7%	0.0%	1.3%	4.0%	100.0%

3 公表

11 月 21 日 監査委員による告示、市ホームページ・市政情報コーナーでの公表
（地方自治法第 252 条の 38 第 6 項）

令和3年度包括外部監査結果に対する措置状況一覧表

別紙1－1

令和4年10月末現在

	指摘区分	全件数	措置状況			
			措置済	現状維持	検討中	計
指摘事項(全体)	監査の結果	27	24	0	3	27
		43.5%	38.7%	0.0%	4.8%	43.5%
	意見	35	22	2	11	35
		56.5%	35.5%	3.2%	17.8%	56.5%
	合計	62	46	2	14	62
		—	74.2%	3.2%	22.6%	100.0%

指摘区分		対象課	指摘事項	措置状況			
結果	意見			措置済	現状維持	検討中	別紙1-2 参照頁
1		八戸ポータル ミュージアム	観光展示ブースの更新作業にかかる支出の透明性等の 確保について	○			1
	1	八戸ポータル ミュージアム	共催負担金の支出根拠、繰越金の取扱いの明文化につ いて	○			1
	2	八戸ポータル ミュージアム	はっちの成果の継続的な発信について	○			1
2		商工課	事業内容の適時開示について	○			1
3		商工課	補助限度額の規定への記載について	○			1
	3	商工課	事業の効果検証について	○			1
4		商工課	概算払を行った理由の文書化について	○			1
5		商工課	概算払をすることの妥当性について	○			1
6		商工課	概算払を行った理由の文書化について	○			2
7		商工課	概算払をすることの妥当性について	○			2
8		商工課	インテリジェントプラザが行う補助金交付事業の検証につ いて	○			2
	4	商工課	事業利用者の増加について			○	－
	5	商工課	事業の効果継続について	○			2
	6	商工課	事業の効果検証について	○			2
9		商工課	補助金交付申請時の書類提出漏れについて	○			2
10		商工課	YAMS実行委員会における支出命令書の支出科目の誤 りについて	○			2
11		商工課	概算払を行った理由の文書化について			○	－
12		商工課	サポートセンターに係る運営費の把握について	○			3
13		産業労政課	貸工場の鍵の管理について	○			3
14		産業労政課	使用許可申請書の添付書類について	○			3
	7	産業労政課	貸工場の位置付けについて		○		3
15		産業労政課	従事者の属性の確認について	○			3
16		産業労政課	提出書類の保管について	○			3
	8	産業労政課	従事者の従事实績のバックデータについて	○			3
	9	産業労政課	アノテーション処理件数の把握について	○			4
	10	産業労政課	申請者の財務に関する審査について	○			4
	11	産業労政課	事業の成果指標について	○			4

指摘区分		対象課	指摘事項	措置状況			
結果	意見			措置済	現状維持	検討中	別紙1-2 参照頁
	12	産業労政課	受託候補者が辞退した場合の事務手続について	○			4
17		人事課(産業労政課)	会計年度任用職員の社会保険料預り金の処理誤りについて	○			4
	13	産業労政課	有効求職者の管理体制について			○	-
	14	産業労政課	実績報告書の報告内容の充実について	○			4
	15	産業労政課	訓練生が20%以上減少した場合にのみ補助金額を変更する運用の在り方について			○	-
18		産業労政課	不明瞭な見積項目の確認・検証について	○			4
	16	産業労政課	事業者Aのホームページにおける情報提供について	○			4
19		産業労政課	東京23区内への通勤要件の客観的な確認について	○			5
	17	産業労政課	住宅費助成金の対象経費の拡充について	○			5
	18	産業労政課	広範囲にわたる周知活動について	○			5
	19	産業労政課	アーカイブ動画の制作および公開について		○		5
20		観光課	変更契約に関する見積書日付について	○			5
21		観光課	実績報告書内の人員数について	○			5
	20	観光課	契約時の値引き率について	○			5
	21	観光課	施設使用負担金の見直しについて			○	-
	22	観光課	補助金に関する目標設定について	○			6
	23	観光課	事業実績書の内容の充実について	○			6
	24	農林畜産課	八戸地域畜産フードフェスタ後のアンケート聴取について	○			6
22		農林畜産課	交付要領の条文誤りについて	○			6
	25	農林畜産課	期日間近の購入及び納品の確認について	○			6
23		農業経営振興センター	収支精算書の決算額の内訳について	○			6
24		農業経営振興センター	監事監査と内部監査について			○	-
	26	農業経営振興センター	事業の実施方法について			○	-
	27	農業経営振興センター	事業の効果測定の方法について	○			6
25		人事課(農業経営振興センター)	会計年度任用職員の社会保険料預り金の処理誤りについて	○			6
	28	農業経営振興センター	交付要領改正に伴う手続について	○			7
	29	農業経営振興センター	補助対象者について	○			7
	30	農業経営振興センター	消費税の免税事業者の確認事務について			○	-
	31	農業経営振興センター	事業目的と取組の整合性について			○	-
	32	農業経営振興センター	座談会及び検討会議の書面開催について			○	-
26		水産事務所	八戸地域における水産物の生産・流通に関する業務継続計画(BCP)の改訂遵守について			○	-
	33	水産事務所	八戸地域における水産物の生産・流通に関する業務継続計画(BCP)の実効性について			○	-
	34	水産事務所	養殖の調査研究について			○	-
27		水産事務所	水産物ブランド戦略会議議事録について	○			7
	35	水産事務所	船主訪問における動画でのPRについて			○	-

令和3年度包括外部監査結果に対する措置状況【措置済・現状維持】

別紙1－2

監査テーマ:地域経済の活性化及び雇用の創出に関する施策の財務事務の執行について

令和4年10月末現在

指摘区分		報告書 ページ	所管課名	対象補助金名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
結果	意見							
1		32	八戸ポータル ミュージアム	八戸ポータル ミュージアム事業	観光展示ブースの更新作 業にかかる支出の透明性 等の確保について	本件観光展示ブース更新作業について、公共性と競争 性、経済性と効率性、事後の説明責任を担保するため、 謝金の支払いではなく、委託契約により実施すべきだっ た。	観光展示ブースの更新作業について、令和4年度は委 託契約により実施した。なお、今後も同様の更新業務の 際には、委託契約を締結して実施するなど、更新内容に 応じた適正な支出方法による観光展示ブースの更新を行 うこととした。	措置済
	1	34	八戸ポータル ミュージアム	八戸ポータル ミュージアム事業	共催負担金の支出根拠、 繰越金の取扱いの明文 化について	「酔っ払いに愛を 2020～横丁オンリーユーシアタ ー」の 負担金について、イベントの目的・趣旨、負担金の対象と する経費の範囲や算定方法、繰越金の取扱い方法につ いて、協定書等での明文化が望まれる。	令和4年4月の実行委員会において、実行委員会規約 を改正し、繰越金の取扱いに係る規定を追加した。	措置済
	2	34	八戸ポータル ミュージアム	八戸ポータル ミュージアム事業	はっちの成果の継続的な 発信について	今後も事業成果・存在意義を全市民に向けて継続的に 発信するとともに、全市民がその成果を実感できるような 事業展開を期待したい。	八戸ポータルミュージアムのホームページに事業内容 が分かるアーカイブを掲載するなど、今後も継続的に、こ れまでの実績や事業効果等を発信していくこととした。	措置済
2		38	商工課	商店街交流人口 拡大支援事業	事業内容の適時開示に ついて	監査実施中に事業名の内容で市ホームページに掲載 されていなかったが、監査終了以前に事業名での掲載を 確認。市ホームページを利用した市民が、その時点で利 用可能な事業をタイムリーに掲載すべきである。	令和3年9月22日に市ホームページを更新した。	措置済
3		39	商工課	商店街交流人口 拡大支援事業	補助限度額の規定への 記載について	市ホームページには限度額100万円の記載はあるが、 交付要領には限度額100万円という規定はない。限度額 を交付要領等に明記したうえで、市ホームページに掲載 すべきである。	交付要領に限度額を明記したうえで、市ホームページ に掲載した。	措置済
	3	39	商工課	商店街交流人口 拡大支援事業	事業の効果検証について	交付要領では「補助事業終了後も取組の継続または効 果の持続が見込まれる事業であること」を求めているが、 実際に事業完了後も取組の継続または効果が持続して いるかの確認を行っていない。	補助事業終了後の取組状況や効果等について、AED や防犯カメラ、外国語看板等の設置により、事業の効果 が継続していることを確認した。	措置済
4		44	商工課	地域企業支援体 制強化事業	概算払を行った理由の文 書化について	市は、委託料において概算払を行う場合は、概算払を しなければ業務の遂行に支障があるのか明確にし、文書 化を行っておくべきである。	当初インテリジェントプラザにおいて手持ち資金が不足 していたことから概算払を行っていたが、現在、同社にお ける手持ち資金不足は解消されており業務の遂行に支 障がないため、令和4年度以降の支払方法を確定払と し、概算払いを行わないこととした。	措置済
5		44	商工課	地域企業支援体 制強化事業	概算払をすることの妥当 性について	本件概算払をする理由として、当初インテリジェントプラ ザにおいて手持ち資金が不足していたことから、概算払 をおこなったとするが、現在手持ち資金不足は解消され ているため、概算払いはやめるべきである。	令和4年度以降の支払方法を確定払とし、概算払を行 わないこととした。	措置済

指摘区分		報告書 ページ	所管課名	対象補助金名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
結果	意見							
6		49	商工課	産学官共同研究 開発支援事業	概算払を行った理由の文 書化について	市が受託者に対し委託料の概算払による支払を行っていることについて、市財務規則において委託料の概算払は「その性質上概算払をしなければ業務の遂行に支障がある」場合においてのみ認められていることから、その理由の明確化を図るとともに、契約締結時の起案文等に記載すべきである。	受託者との協議の上、令和4年度委託契約の締結においては、委託料の支払方法を委託業務終了後の確定払のみとした。	措置済
7		49	商工課	産学官共同研究 開発支援事業	概算払をすることの妥当 性について	市が受託者に対し委託料の概算払による支払を行っていることについて、当該受託者の財務状況等を確認するに「概算払をしなければ業務の遂行に支障がある」状況とは認められないことから、概算払による支払は取り止めるべきである。	受託者との協議の上、令和4年度委託契約の締結においては、委託料の支払方法を委託業務終了後の確定払のみとした。	措置済
8		49	商工課	産学官共同研究 開発支援事業	インテリジェントプラザが 行う補助金交付事業の検 証について	受託者が行っている補助金交付業務において、当該受託者自らが規定した処理マニュアルにおいて認めないこととしている補助対象経費として計上されていることについて、市は受託者に対し規定を遵守するよう指導するべきである。	今後、同様の案件が発生しないよう、受託者に対し口頭での指導を行った。	措置済
	5	54	商工課	商店街魅力づくり環 境整備支援事業	事業の効果継続について	当事業は、事業期間終了後も継続するような事業を行うべき。提灯リニューアル事業では、マスコットキャラクターの短冊付き提灯を設置したものだが、風雨等によりほぼ全て落下している。商店街はマスコットキャラクターのイメージが定着したとの認識だが、短冊がない状態では他の市民等に効果を広げることが不可能と思われる。八戸中心商店街総合情報サイト等にもマスコットキャラクターは見当たらないため、市は他の方法によりイメージ拡大を図るため助言が必要ではないか。	鷹匠小路商業振興会にイメージ拡大を図るための助言を行った結果、マスコットキャラクターの利用について、今後、中心街でのイベント開催時や防犯パトロールのジャンパーにプリントする等検討している旨確認した。	措置済
	6	55	商工課	商店街魅力づくり 環境整備支援事 業	事業の効果検証について	補助金の効果は事業終了後も継続するようにすべきである。市は事業完了後も取組の継続または効果が持続しているかの確認を行っていない。事業完了後、1年、3年後に確認を行い、効果が得られていないようであれば、助言を行う等の対策を取るべきである。	補助事業終了後の取組状況や効果等について、街路灯カバーのリニューアルや、大提灯の改修等により、事業の効果が継続していることを確認した。	措置済
9		59	商工課	海外販路拡大事 業	補助金交付申請時の書 類提出漏れについて	交付要領に交付申請時の提出書類として必要な定款又は規約等の写しと決算書がの提出がされていない補助事業者が1件あったため、漏れなく徴取する必要がある。	今後は複数名による確認を行い、提出漏れがないよう再度確認することとした。	措置済
10		60	商工課	海外販路拡大事 業	YAMS実行委員会におけ る支出命令書の支出科目 の誤りにについて	YAMS実行委員会における令和元年度の収入印紙の購入に係る支出科目について会計上手数料で処理されているものが1件消耗品として支出命令書が作成されていた。会計上手数料としているのであれば、支出命令書の支出科目を訂正処理することが必要である。	令和3年11月に支出科目の訂正処理を行った。	措置済

指摘区分		報告書 ページ	所管課名	対象補助金名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
結果	意見							
12		64	商工課	はちのへ創業・事業承継サポートセンター事業	サポートセンターに係る運営費の把握について	市は、サポートセンターに対し、事業全体の決算書(経費の内訳)の提出を求め、事業全体の運営費を把握しておくべきである。	令和3年度分から事業全体の決算書の提出を依頼し、事業全体の運営費を把握した。	措置済
13		69	産業労政課	八戸市貸工場運営事業	貸工場の鍵の管理について	鍵が入居企業に渡し切りとなっており、市に合鍵が保管されていない状況は、入居企業が独断で鍵を付け替えたり、合鍵を作成したり、第三者に使わせたりすることを防止するうえで適切でない。	令和4年度使用許可より、鍵保管リストを提出すること、リストに記載以外の合鍵を作成する必要がある場合は市の許可を得ることという条件を付した。また、令和4年6～7月に市で保管する合鍵を作成した。	措置済
14		70	産業労政課	八戸市貸工場運営事業	使用許可申請書の添付書類について	定款は、代表者名で誓約させるなどの方法により、最新のものであることを確認できるようにする必要がある。登記事項証明書は、直近数カ月以内のものを提出するよう施行規則に定める必要がある。	令和4年度使用許可申請より、定款は原本証明すること、登記事項証明書は直近3カ月以内のものを提出することを求めることとした。施行規則については、他の公の施設でも添付書類の詳細まで定めている例はないため、バランスを考慮し、今後も運用により適切な添付書類を求めていくこととする。	措置済
	7	71	産業労政課	八戸市貸工場運営事業	貸工場の位置付けについて	貸工場は初期投資が抑制されるなどのメリットがあるが、入居企業の入れ替わりがない状況である。貸工場の位置付けを再確認し、将来的には入居期間に上限を設けた上で、次の入居希望者がいなければ継続して入居を可能とするといったような方法を検討されたい。	貸工場は、企業立地を促進し、産業の集積及び雇用の拡大を図るために設置しており、これまで入居企業は事業の状況によって退去し、それに伴い新たな企業の入居を受け付けて、入れ替わりが行われている。貸工場の入居期間への上限及び制限を設けることは、社会経済情勢の変化が予見しにくい情勢下で、入居企業の事業継続性及び拡大を支援することができず、入居企業の撤退と雇用の場の喪失につながりかねないと危惧される。 以上のことから、入居企業の事業継続と雇用の確保を図るため、現状維持の取扱いとした。	現状維持
15		77	産業労政課	IT産業集積促進事業	従事者の属性の確認について	従事者が「身体・知的・精神等の障がいのある者」に該当することを直接的に確認するため、障害者手帳のコピーを添付させることが必要である。	令和3年度の実績報告の提出の際に、従事者の就労困難理由が「身体・知的・精神等の障がいのある者」である場合は、障害者手帳のコピーを添付させることとした。	措置済
16		78	産業労政課	IT産業集積促進事業	提出書類の保管について	実績報告書の添付書類が簿冊とは別に保管されていた。必要があつて抜き出した場合は、速やかに元に戻しておく必要がある。また、提出書類には通しページを付すよう要請することや紙面だけではなく電子ファイルでの提出を要請することも検討されたい。	書類を抜き出した際は、速やかに元に戻すようにした。提出書類はこれまでも電子ファイルで提出を受けており、今後も同様に運用していくこととした。	措置済
	8	78	産業労政課	IT産業集積促進事業	従事者の従事实績のバックデータについて	補助事業者から提出された従事实績を見ると、日数と時間数が揃った数字になっており不自然である。従事者の作業従事の実態がわかるような資料をバックデータとして提出させるなどといった市の事後確認の強化を求めたい。	報告内容に疑義がある場合は、バックデータの提出を求めるなどの対応をしていくこととした。	措置済

指摘区分		報告書 ページ	所管課名	対象補助金名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
結果	意見							
	9	79	産業労政課	IT産業集積促進事業	アノテーション処理件数の把握について	アノテーション処理件数については、計画値・実績値ともに発注者別、従事者別、月別等、詳細な内訳を添付させて、補助事業の成果を正確に把握するようにすることが望まれる。	令和3年度の実績報告より、アノテーション処理件数の内訳を添付させ、補助事業の成果を把握することとした。	措置済
	10	79	産業労政課	IT産業集積促進事業	申請者の財務に関する審査について	補助事業者の財務状況が債務超過であり、補助事業の遂行が危うくなる恐れがあった。補助事業の有効性と透明性を確保するため、事業者の財務状況について十分な審査を行う必要がある。	交付申請書に添付された決算書類について、債務超過している事業者や利益剰余金がマイナスとなっている事業者に対してヒアリングを行い、その理由や事業継続に問題がない旨を確認した。	措置済
	11	84	産業労政課	企業誘致セミナー開催事業	事業の成果指標について	成果指標について、単なる参加者数ではなく、その内訳や属性を考慮した数値とすることを検討すべきである。	令和4年度については主催者側を除く参加者数や、出席者属性に着眼し、成果を評価することとした。	措置済
	12	86	産業労政課	企業誘致情報発信事業	受託候補者が辞退した場合の事務手続について	八戸北インター第2工業団地紹介フライヤー制作業務受託候補者選考要領において、業務受託候補者を決定した後に当該受託候補者が辞退した場合の定めがなかったため、事務手続の円滑化及び選考過程の透明性を確保するうえでも、選考要領に定めておくことが望ましい。	企画提案型の募集により、複数の事業者の中から受託候補者を選定する際には、選考要領に「最高得点の企画提案申込者が辞退した場合は、次点の企画提案申込者を業務受託候補者とする」旨明記することとした。	措置済
17		90	人事課(産業労政課)	無料職業紹介事業(求人情報無料ウェブサイト運営事業)	会計年度任用職員の社会保険料預り金の処理誤りについて	会計年度任用職員へ支給する給与から天引きされる本人負担分の社会保険料等は、市が一時的に預かっている預かり金にすぎないため、歳計外現金として処理する必要がある。	令和4年度から歳計外現金として処理することとし、予算計上方法や事務処理方法の見直しを行った。	措置済
	14	95	産業労政課	技能者養成に対する補助	実績報告書の報告内容の充実について	補助対象者である八戸調理職業訓練協会から提出されている実績報告書が簡易な報告に留まり、訓練の詳細(訓練実施回数、訓練実施日時、訓練内容、講師名等)を確認できない。今後は詳細な内容を織り込んだ実績報告書を収受し補助金の審査に利用するべきである。	八戸調理職業訓練協会に実績報告書に訓練の詳細(訓練実施回数、訓練実施日時、訓練内容、講師名等)を明記するよう口頭で指導を行った。	措置済
18		98	産業労政課	地域事業所人材獲得等支援事業	不明瞭な見積項目の確認・検証について	プロポーザル方式にて業者選定後、選定業者より徴取した見積書に記載されている経費について、確認・検証をすべきである。	令和3年度の同事業において、プロポーザル方式にて業者選定後、選定業者より徴取した見積書に記載されている経費について、確認・検証を実施したうえで、契約を締結した。	措置済
	16	102	産業労政課	フロンティア八戸職業訓練助成金制度	事業者Aのホームページにおける情報提供について	当助成金制度の対象となる職業訓練を実施している事業者Aは、自社のホームページ内で当助成金制度の制度説明を行っているが情報がアップロードされていない(対象年齢等)。市民への誤解を招く恐れがあるため、事業者Aに対し、正確な情報提供を行うよう指導することが望まれる。	事業所Aに対してホームページに記載している情報をアップロードするよう電話で指導し、アップロードされていることを確認した。また、助成金交付の対象となる職業訓練を実施している訓練施設に毎年配布しているチラシ(フロンティア八戸職業訓練助成金の留意事項)に、当助成金をホームページに記載する際は、産業労政課に事前に確認するよう文言を追記した。	措置済

指摘区分		報告書 ページ	所管課名	対象補助金名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
結果	意見							
19		105	産業労政課	移住支援金支給事業	東京23区内への通勤要件の客観的な確認について	申請者が東京 23 区内へ通勤していたことを証明する客観的な証拠が保存されていない状況であるため、東京 23 区への通勤要件について、退職法人が発行した就業場所毎の就業時間が明確に記載された就業証明書を申請者から提出してもらい、要件充足状況を確認する必要がある。	当該申請者が東京23区内に所在する企業に在籍していたことを証明する書類に加え、口頭での在籍確認により対応した事例となる。今後の申請の受理にあたっても、就業場所の明記について、就業証明書記載企業に口頭で依頼することとする。	措置済
	17	111	産業労政課	ほんのり温ったか八戸移住計画支援事業	住宅費助成金の対象経費の拡充について	住宅費助成金の対象経費として、「共益費、管理費、駐車場使用料当を除く家賃」としているが、「共益費」の性質は、家賃と大きな違いがなく、「共益費」については、対象経費とすべきである。	令和4年度から交付要綱に規定し、共益費を対象経費とした。	措置済
	18	113	産業労政課	若年者・離職者対策事業	広範囲にわたる周知活動について	新聞やホームページへの掲載等の間接的な周知のみならず、広範囲の事業者に対する直接的な周知活動を行うべきである。	新聞やホームページへの広告掲載のほか、八戸都市圏ジョブ市場登録企業に対し、メールによる周知を実施した。	措置済
	19	114	産業労政課	若年者・離職者対策事業	アーカイブ動画の制作および公開について	広範囲の事業者へ当該セミナーを提供するため、アーカイブ動画を作成し、一定期間動画配信サイトで公開することを検討すべきである。	公開について検討した結果、著作権上の課題がある等の理由から、動画配信サイトでの公開を行わないこととした。	現状維持
20		116	観光課	八戸都市圏交流プラザ事業	変更契約に関する見積書日付について	受託者からの見積書の日付が「令和3年3月11日」とすべきところを「令和2年3月11日」と誤った日付で提出されていた。	令和4年3月に受託者から正しい日付が記載された見積書の提出を受けるとともに、書類の内容について、十分確認したうえで提出するよう受託者に依頼した。	措置済
21		117	観光課	八戸都市圏交流プラザ事業	実績報告書内の人員数について	実績報告書の「人員配置状況」では、正規（常勤）6名、パートアルバイト職員が12名となっていたが、実績報告書に添付されていた別紙5「年間収支」では、正規7名、パート11名となっており、実績報告書内で人員数について不整合が生じていた。	令和4年3月に受託者から正しい人数が記載された実績報告書の提出を受けるとともに、書類の内容について、十分確認したうえで提出するよう受託者に依頼した。	措置済
	20	117	観光課	八戸都市圏交流プラザ事業	契約時の値引き率について	契約時に出精値引きしたにもかかわらず、変更契約締結の際、受託者が提出した実績に基づいた見積書の事業費は、実績金額を値引き前の見積書の単価を用いており、出精値引き率は変更契約に全く考慮されなかった。今後、同様の業務内容の見直し及び変更がある可能性が高い場合には、値引き率についても委託者と受託者間で予め協議することを検討すべきである。	令和3年度及び令和4年度は、随意契約を結んでおり、当初契約時に値引きがなかったため、当該指摘事項は発生していないものの、今後プロポーザル方式による契約など、契約時に値引きが示され、その後に変更契約が生じる際には、当初契約時の値引き率を考慮した委託料となるよう受託者と協議する取扱いとした。	措置済

指摘区分		報告書 ページ	所管課名	対象補助金名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
結果	意見							
	22	122	観光課	物産販売促進事業	補助金に関する目標設定について	補助金申請者の効果測定が明確ではない。申請段階で目標値を設定してもらい、実績報告で達成状況を記載してもらうことも検討すべきである。	令和4年度の同事業について、交付申請時に、定量的な目標値を設定し、事業計画書に明記するよう、補助金公募要領を修正した。	措置済
	23	122	観光課	物産販売促進事業	事業実績書の内容の充実について	補助金申請者の2者のうち1者について、令和2年度の事業報告書が非常に簡素な内容であった。また事業計画書の終始と事業実績書の収支にも大きな乖離もあった。この補助金により実施するイベントの具体的な内容及びその効果をより明確に記載し、事業実績書の充実を図るように指導すべきである。	当該補助事業者に対して、事業実績書の充実を図るよう、口頭で指導した。	措置済
	24	125	農林畜産課	畜産関連産業振興事業	八戸地域畜産フードフェスタ後のアンケート聴取について	八食センターでの運営方法等について、実施結果を評価し、課題があれば改善し、レベルアップしていく必要がある。報告会では多くの出店者等の関連団体が欠席していることから、出店者全員のアンケートを実施し、その結果を次回以降の開催に活用すべきである。	令和4年7月15日付けで、前回出店者及び畜産関係団体へ「八戸地域畜産フードフェスタ2022」に係る出店希望調査・意見聴取を行った。調査結果に基づき令和4年度は開催中止を決定したが、コロナ禍での開催についての意見等については、次回以降の開催に活用することとした。	措置済
22		128	農林畜産課	漆産業振興事業	交付要領の条文誤りについて	交付要領第9条第2項、第3項で「第3条第3項ただし書き」との文言となっているが、交付要領において、第3条第3項ただし書きは存在せず、正しくは「第3条第5項ただし書き」であった。交付要領は補助金交付のための重要な文書であり、交付要領を適切に改訂すべきである。	令和4年4月30日付けで、令和4年度八戸圏域ウルシ造林事業補助金交付要領を改正した。	措置済
	25	129	農林畜産課	漆産業振興事業	期日間近の購入及び納品の確認について	期日間近の八戸圏域ウルシ造林事業補助金実績報告書が提出された場合、ウルシ苗木の購入及び納品を受けた日付について、申請者に確認をすべきである。	納品書の添付又は請求書に納品日を記載してもらうことで、購入及び納品を受けた日付を確認することとした。	措置済
23		133	農業経営振興センター	担い手総合支援事業	収支精算書の決算額の内訳について	市は八戸地域協議会の事務局として、支出実額に基づいた適正な収支精算書を作成する必要がある。また、市としても、八戸地域協議会から提出された実績報告書及びその添付資料を適切に検査しなければならない。	予算科目区分ごとの流用処理を行っていないものであり、令和3年度収支精算書から支出実績に基づいた事務処理を行うこととした。	措置済
	27	139	農業経営振興センター	環境保全型農業普及促進事業	事業の効果測定の方法について	事業の効果測定することは、事業目的を達成するために不可欠であり、適切な効果測定指標を設けることにより、普及推進の進捗状況把握に努めることが望ましい。	国が2050年(令和32年)までに有機農業を全農地面積の25パーセントに拡大する目標を掲げていることから、市においても市内農地の25パーセントを有機農業に取り組む目標面積とし、これを効果測定指標とした。	措置済
25		144	人事課(農業経営振興センター)	南郷新規作物研究事業	会計年度任用職員の社会保険料預り金の処理誤りについて	会計年度任用職員へ支給する給与から天引きされる本人負担分の社会保険料等は、市が一時的に預かっている預かり金にすぎないため、歳計外現金として処理する必要がある。	令和4年度から歳計外現金として処理することとし、予算計上方法や事務処理方法の見直しを行った。	措置済

指摘区分		報告書 ページ	所管課名	対象補助金名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
結果	意見							
	28	144	農業経営振興センター	南郷新規作物研究事業	交付要領改正に伴う手続について	事業を実施している年度の途中で交付要領を改正する際には、その影響範囲を慎重に検討した上で、不公平の生じないように対処することが望ましい。	令和4年度の交付要領から適正に対処することとした。	措置済
	29	145	農業経営振興センター	南郷新規作物研究事業	補助対象者について	八戸市ワイン産業創出支援事業補助金の補助対象者の条件に、「生産されたぶどうについては、八戸市内のワイナリーへの出荷に努めることができる農業経営者」とあるが、八戸市ワイン用ぶどう雨よけ施設等整備支援事業補助金にはその条件がないため、追加することが望ましい。	令和4年4月4日に当該条件を追加した令和4年度八戸市ワイン用ぶどう雨よけ施設等整備支援事業補助金交付要領を制定した。	措置済
27		165	水産事務所	水産物流通加工振興事業	水産物ブランド戦略会議議事録について	令和2年度に開催された2回、令和3年度に開催された2回の議事録を確認したところ、誤字脱字の箇所が散見され、中には委員の意見の内容が明確に分からない箇所もあった。 戦略会議は条例で定められた市の執行機関の附属機関であるため、会議の発言等について確認を行い、誤字脱字等の文言を修正し、適切な議事録を作成し、公表すべきである。	令和2年度に開催された2回、令和3年度に開催された2回の会議について、議事録を修正した上で公表した。	措置済

令和2年度包括外部監査結果に対する措置状況一覧表

別紙2－1

令和4年10月末現在

	指摘区分	全件数	R3.10 までに 措置済	措置状況 (R3.11.1時点で検討中であったもの)			
				措置済	現状維持	検討中	計
指摘事項(全体)	監査の結果	39	34	5	0	0	5
		40.2%	35.0%	5.2%	0.0%	0.0%	5.2%
	意 見	58	51	4	1	2	7
		59.8%	52.6%	4.1%	1.0%	2.1%	7.2%
	合 計	97	85	9	1	2	12
		—	87.6%	9.3%	1.0%	2.1%	12.4%

指摘区分		対象課	指摘事項	措置状況 (R3.11.1時点で検討中であったもの)			
結果	意見			措置済	現状維持	検討中	別紙2-2 参照頁
1		南郷事務所	交付要領に反した補助金交付について	○			1
	2	南郷事務所	継続的な南郷ジャズ実施のために①(経済効果の分析について)	○			1
8		商工課	助成事業認定申請書の正確な記載について	○			1
	17	商工課	実質的に借換えを行った場合の対応について			○	－
	19	商工課	補助金関係書類の記載内容について	○			1
	24	産業労政課	実績報告の期限について	○			1
13		水産事務所	補助金額の算定について	○			1
	40	福祉政策課	地区社協の繰越金について			○	－
21		こども未来課	消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の報告について	○			1
	53	清掃事務所	補助率等の見直しについて		○		2
38		道路維持課	交付目的の明文化について	○			2
	54	都市政策課	補助金の額の深度ある検証について	○			2

令和2年度包括外部監査結果に対する措置状況【措置済・現状維持】

別紙2－2

監査テーマ:補助金に関する事務の執行について

令和4年10月末現在

指摘区分		報告書 ページ	所管課名	対象補助金名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
結果	意見							
1		28	南郷事務所	南郷ジャズフェスティバル実行委員会補助金	交付要領に反した補助金交付について	南郷ジャズフェスティバルの単年度収支決算において損失が発生した場合に、市は過去の損失発生累計額の範囲内で補助金を増額交付しており、交付要領適合性の観点から問題がある。損失補填は補助対象経費には含まれておらず、交付要領に反する補助金交付であることから、市は損失補填の可否やその方法について早急に整理する必要がある。	過年度の不適切な補助金交付分の取扱いについては、前年度損失の処理方法の決定に市も関与していたという経緯や、市の規則上、補助事業者に明らかな違反がない状況では交付決定の取消しはできないこと、補助事業者は現金等の保有資産がなく、返還能力のない団体であることを考慮し、実行委員会へは返還請求しないこととした。 また、ジャズフェスティバル開催に関する市の責任をより大きく明確にするため、市が実行委員会の構成員となり、補助金ではなく負担金として実行委員会を支援することとした。	措置済
	2	30	南郷事務所	南郷ジャズフェスティバル実行委員会補助金	継続的な南郷ジャズ実施のために①(経済効果の分析について)	南郷ジャズによる経済効果の測定が行われていないことから、今後事業効果の検証を行うべきである。検証結果の数値を基に、南郷ジャズの公益性を市民に詳細に説明するとともに、今後の効果的かつ効率的な事業運営に役立ててほしい。	令和3年3月30日付け八南第48号により、市から実行委員会に対し、令和2年度包括外部監査での指摘事項を通知した。 実行委員会では、令和3年4月15日に開催された会議において、経済効果分析ツールや来場者へのアンケート調査等を活用し、南郷ジャズの経済波及効果を算定するとともに、効果的な運営に役立てることを確認した。	措置済
8		56	商工課	中小企業振興補助金	助成事業認定申請書の正確な記載について	助成事業認定申請書について、「対象事業の経営計画」の表の各金額は事業認定の可否を判断する重要な情報であるため正確な数値を記載する必要がある。	令和4年6月に要綱を改正し、助成事業認定申請書の添付書類である助成事業計画書の当該表中に雑収入が記載可能な「営業外収益」の欄を新たに設けた。	措置済
	19	67	商工課	青森県中小企業団体中央会事業補助金	補助金関係書類の記載内容について	中央会から提出される実績書に、補助対象でない事業が記載されている。これは補助対象外事業が対象であるとの誤認を生じる恐れがあるため、記載しないように指導するべきである。	令和3年度以降、補助対象外事業を記載しないように、口頭での指導を行った。	措置済
	24	78	産業労政課	シルバー人材センター補助金	実績報告の期限について	実績報告の期限が3月31日になっているが、決算日と同日に提出することは実務上困難であり現実的ではないため、国の要領と同様に、実績報告の期日を4月以降の現実的な日に定めることが望ましい。	実績報告の期限を4月10日までとし、令和4年度の交付要領に明記した。	措置済
13		97	水産事務所	漁業用海岸局事業補助金	補助金額の算定について	市の補助金額の算定過程が明確でないため、共通経費の考え方と算定基準について県及び組合と協議して必要な見直しを行い、明文化する必要がある。	令和3年度内に、算定方法を明確にし、補助金交付要領に明記した。	措置済
21		113	こども未来課	保育所等業務効率化推進事業補助金	消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の報告について	交付要綱に沿って、全ての補助事業者に消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の報告が必要である。また、事務負担の観点から、補助金返還の必要有無についてフローチャート等により補助事業者に判断させた上で報告させるといった対応も検討の余地がある。	令和2年度補助金実績報告において、交付要綱に沿って、全ての補助事業者に消費税及び地方消費税に係る仕入控除額の報告を求めた。 また、補助事業者が補助金返還の可否を判断できるよう、令和4年度にフローチャートとして整理し、事業者へ示した。	措置済

指摘区分		報告書 ページ	所管課名	対象補助金名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
結果	意見							
	53	149	清掃事務所	カラス被害対策事業ごみ箱設置補助金	補助率等の見直しについて	限られた財源の中で可能な限り多くの要請に応えつつ、事業としての有効性を高めるため、今後、交付件数を増加させる方策として、補助率やごみ箱1基に対する上限額を抑えることを検討してはどうか。	町内会等へのアンケート結果では、補助率・上限額の引上げ(現状維持)を希望する意見が多く、補助率等の見直しについて町内会の理解を得ることが困難なため、令和4年度補助金においても従来どおりとし、令和4年4月28日に市内全町内会自治会に案内文書を発送した。	現状維持
38		150	道路維持課	八戸市防犯灯設置等事業補助金	交付目的の明文化について	市が補助金を交付する場合には、「公益上の必要性」について、第三者から見ても明確に判断できるように目的が明文化されていなければならないが、本補助金の交付要領では趣旨は定められているものの、補助金の目的が明文化されていないことから、交付要領に明記すべきである。	補助金交付の目的を再整理し、令和4年度に八戸市防犯灯設置等補助金交付要領に交付の目的を明記した。	措置済
	54	153	都市政策課	地方路線バス維持費補助金	補助金の額の深度ある検証について	補助対象路線の欠損額(＝補助金額)の算定根拠となる「路線別経常収益」のうち「運送収益」について、補助事業者からは算定結果のみが市に示されており、市による算定過程や真正性・妥当性に係る検証が十分とは言えないことから、市には、深度ある検証を行うことで補助金額の妥当性に一定の心証が得られるよう努めることを求めたい。	令和4年2月26日に導入された交通系ICカードを活用し、金額や利用者数など、利用実態の把握を行うことで、運送収益の妥当性に係る検証が可能となった。	措置済

令和元年度包括外部監査結果に対する措置状況一覧表

別紙3－1

令和4年10月末現在

	指摘区分	全件数	R3.10 までに 措置済	措置状況 (R3.11.1時点で検討中であったもの)			
				措置済	現状維持	検討中	計
指摘事項(全体)	監査の結果	36	32	3	0	1	4
		43.4%	38.6%	3.6%	0.0%	1.2%	4.8%
	意見	47	41	2	0	4	6
		56.6%	49.4%	2.4%	0.0%	4.8%	7.2%
	合計	83	73	5	0	5	10
		—	88.0%	6.0%	0.0%	6.0%	12.0%

指摘区分		対象課	指摘事項	措置状況 (R3.11.1時点で検討中であったもの)			
結果	意見			措置済	現状維持	検討中	別紙3-2 参照頁
6		こども未来課	一時預かり事業(幼稚園型)の市外在住児童の利用者数の誤りについて	○			1
12		こども未来課	補助要件の確認の厳格化について			○	－
	11	こども未来課	施設型等給付費支給事務のマニュアル化の推進について			○	－
13		子育て支援課	事業実施要綱と実施報告書の様式の整備について	○			1
14		子育て支援課	謝礼支給単価の根拠の明確化について	○			1
	15	子育て支援課	実施報告書の提出期限の順守について	○			1
	17	子育て支援課	事業の周知について			○	－
	34	保健総務課	休日夜間診療所の管理運営方法について			○	－
	35	保健総務課	医師への期末配当の必要性および事前合意について			○	－
	40	すくすく親子健康課	定期相談実績0件について	○			1

令和元年度包括外部監査結果に対する措置状況【措置済】

別紙3－2

監査テーマ:子育て支援の充実に関する施策の財務事務の執行について

令和4年10月末現在

指摘区分		報告書 ページ	所管課名	対象事業名	指摘事項	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
結果	意見							
6		41	こども未来課	一時預かり事業	一時預かり事業(幼稚園型)の市外在住児童の利用者数の誤りについて	市外利用児童数について、集計誤りにより毎月の一時預かり事業報告書と補助金実績調書に差異が生じている施設があった。適切に実績調書を作成してもらうとともに、各施設の事務負担軽減に留意しつつ、事業年度を通して2月までの集計を事前に実施するなど、事業実績報告書の確認が容易となるよう、準備すべきである。	令和3年度から、各施設からの毎月の報告内容を集計し、事業実績報告書との突合により確認を行うこととした。また、令和4年3月11日に、市外利用児童数を自動集計する様式を各施設に送付した。	措置済
13		79	子育て支援課	放課後子ども教室推進事業	事業実施要綱と実施報告書の様式の整備について	本事業の実施要綱は、教育委員会が所管していた平成19年度以後更新されておらず、事業報償費の支払について根拠規定が曖昧である。事業実施要綱を整備し、実績報告書の様式を統一すべきである。	令和3年度実施要綱を制定し、実績報告書の様式を統一した。	措置済
14		79	子育て支援課	放課後子ども教室推進事業	謝礼支給単価の根拠の明確化について	教育活動サポーター等に支払う謝礼の支給金額の根拠となる事業実施要綱等が整備されていないため、整備するとともに、支給金額の設定根拠を文書に残すべきである。	令和3年度実施要綱を制定し、支給金額の設定根拠を要綱に明記した。	措置済
	15	80	子育て支援課	放課後子ども教室推進事業	実施報告書の提出期限の順守について	実施報告書の提出において遅延が散見された。実施報告書は謝礼の支払や補助金申請の根拠となるものであるため、期限内報告の順守を指導し、必要であれば実情に合わせた提出期限に改めるべきである。	令和3年度実施要綱を制定し、提出期限の変更及び期限内提出の順守を指導した。	措置済
	40	154	すくすく親子健康課	女性健康支援センター事業	定期相談実績0件について	定期相談の実績が0件なのは、使い勝手が悪いことが考えられる。随時相談とサービスが重ならない休日・夜間の対応を検討してもよいのではないかな。	令和4年度から、いつでも気軽に相談できる体制を確立するために、定期相談を廃止し、随時相談として対応している。 また、令和2年度から、女性の健康週間に合わせて、「女性のための健康講座」を休日に開催し、健康相談を実施しており、令和3年度からは新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のためオンラインでの配信も開始した。	措置済

平成30年度包括外部監査結果に対する措置状況一覧表

別紙4－1

令和4年10月末現在

	指摘区分	全件数	R3.10 までに 措置済	措置状況 (R3.11.1時点で検討中であったもの)			
				措置済	現状維持	検討中	計
指摘事項(全体)	監査の結果	11	9	0	0	2	2
		16.4%	13.4%	0.0%	0.0%	3.0%	3.0%
	意見	56	42	2	0	12	14
		83.6%	62.7%	3.0%	0.0%	17.9%	20.9%
	合計	67	51	2	0	14	16
		—	76.1%	3.0%	0.0%	20.9%	23.9%

指摘区分		対象課	指摘事項	措置状況 (R3.11.1時点で検討中であったもの)			
結果	意見			措置済	現状維持	検討中	別紙4-2 参照頁
	1	防災危機管理課	職員用の備蓄物資について			○	－
	4	防災危機管理課	軟弱地盤・液状化対策について			○	－
	6	防災危機管理課	文化財の災害予防について			○	－
1		防災危機管理課	道路啓開等の計画			○	－
	7	防災危機管理課	下水道の管理と修繕			○	－
	8	防災危機管理課	風水害に対する避難計画			○	－
	21	商工課	BCP策定推進に向けての支援策について	○			1
	33	防災危機管理課	二次避難にかかる計画等の早期策定について			○	－
	34	防災危機管理課	津波防災地域づくりを総合的に推進するための推進計画の検討について			○	－
6		防災危機管理課	リストと現物の不一致について			○	－
	40	防災危機管理課	備蓄品の一元管理の必要性について			○	－
	41	防災危機管理課	リスト未掲載の備蓄品の整理について			○	－
	42	防災危機管理課	八戸市備蓄計画の策定について			○	－
	46	防災危機管理課	事業実績や成果指標について			○	－
	48	環境政策課	新うみねこプランの見直しについて			○	－
	56	教育指導課	複数見積りの徴取について	○			1

平成30年度包括外部監査結果に対する措置状況【措置済】

別紙4－2

監査テーマ:防災に関する事務事業の執行について

令和4年10月末現在

指摘区分		報告書 ページ	所管課名	事業名	指摘事項名	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
結果	意見							
	21	75	商工課	事業所等における 業務継続計画の 策定・充実	BCP策定推進に向けての 支援策について	BCP策定事業者の増加に向けて、商工会議所と連携したテンプレート策定や、市の入札での加点などの方策が考えられる。 平成30年度に開催予定のBCP策定ワークショップへの参加状況等を踏まえて継続的にBCP策定支援の取組みを推進されたい。	令和元年度から、市ホームページへBCPの概要を掲載することにより、BCP策定の重要性について周知してきた。 また、令和3年度には、中小企業基盤整備機構からの講師派遣の協力を得てBCP勉強会を開催し、参加事業者の具体的なBCP策定のフォローアップにつなげている。 さらに、市では、同年度、八戸商工会議所、南郷商工会のそれぞれと共同して「事業継続力強化支援計画」を策定し、県の認定を受け、市内事業者が「事業継続力強化計画」を策定するための支援ができるよう協力体制を整えた。	措置済
	56	180	教育指導課	防災ノート活用事業	複数見積りの徴取について	一者随意契約の理由が財務規則第131条の3但し書きにある「特別な理由がある場合」には該当しないと考えられるため、複数の業者から見積書を徴取する必要がある。	令和3年度の発注では、複数の業者から見積書を徴取した。	措置済

令和4年10月末現在

	指摘区分	全件数	R3.10 までに 措置済	措置状況 (R3.11.1時点で検討中であったもの)			
				措置済	現状維持	検討中	計
指摘事項(全体)	監査の結果	26	26	0	0	0	0
		34.7%	34.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	意 見	49	46	2	0	1	3
		65.3%	61.3%	2.7%	0.0%	1.3%	4.0%
	合 計	75	72	2	0	1	3
		-	96.0%	2.7%	0.0%	1.3%	4.0%

指摘区分		対象団体 (対象課)	指摘事項	措置状況 (R3.11.1時点で検討中であったもの)			
結果	意見			措置済	現状維持	検討中	別紙5-2 参照頁
	6	総合健診センター (保健総務課)	預金の運用管理について	○			1
	8	総合健診センター (保健総務課)	上位計画の検討について	○			1
	32	図書館	図書館独自の事業計画の策定について			○	-

平成29年度包括外部監査結果に対する措置状況【措置済】

別紙5－2

監査テーマ:①出資団体の財務事務の執行及び経営管理について
②八戸市立図書館及び八戸市博物館にかかる財務事務の執行について

令和4年10月末現在

指摘区分		報告書 ページ	所管課名	対象団体等	指摘事項名	指摘概要	措置の実施状況	措置 状況
結果	意見							
	6	33	保健総務課	公益財団法人八戸市総合健診センター	預金の運用管理について	資金運用規程を整備し、適切な管理のもと、資金運用のあり方について再検討が望まれる。	令和3年度内に、コロナ禍における資産運用及び資金運用のあり方について検討した。また、資産管理規程を整備し、令和4年3月理事会にて承認を得た。	措置済
	8	36	保健総務課	公益財団法人八戸市総合健診センター	上位計画の検討について	新健診センターの建設に向けての資金は準備されてあるものの、理事会で承認された設備投資についての資金計画はない。今後、早急に中長期的な計画を策定するとともに、各事業年度の予算に反映させ、事業として取り組む必要がある。	コロナ禍における中長期計画の策定に向けて、課題を整理・検討した。また、中期事業計画を策定し、令和4年3月理事会での承認を得るなど、事業年度の予算に反映させた。	措置済

八戸市職員の定年等に関する条例等の一部改正等（案）の概要について

1 改正等の理由

少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少を背景として、複雑高度化する行政課題への的確な対応が求められている中、高齢期職員の経験や能力の活用を一層進めるため、令和5年度より国家公務員の定年が60歳から65歳へ段階的に引き上げられることとなった。

これを受けて、令和3年6月に地方公務員法が改正され、地方公務員においても同様の措置が講じられるため、当市においても関係条例について所要の改正を行うものである。

2 条例改正の概要

（1）段階的な定年引き上げの実施

対象者	定年年齢	退職時期
令和5年度に60歳となる職員（S38生）	61歳	令和6年度末
令和6年度に " (S39生)	62歳	令和8年度末
令和7年度に " (S40生)	63歳	令和10年度末
令和8年度に " (S41生)	64歳	令和12年度末
令和9年度に " (S42生)	65歳	令和14年度末

※南郷診療所の医師等については、定年年齢を65歳から70歳へ段階的に引き上げる。

（2）管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

定年を引き上げる中であっても、若手・中堅職員の昇任機会を確保し、組織全体の活力を維持するため、60歳時点で管理監督職（課長級以上）にある職員は、原則、管理監督職以外の職（課長補佐級）へ降任させる。

（3）定年引き上げ職員の給与の取扱い

①給料月額額の7割支給

引き上げ後の定年年齢までフルタイムで勤務する職員の給料月額は、60歳時点の給料月額額の7割水準とする。

②退職手当に関する特例

61歳到達年度以降に退職した職員の退職手当は、定年引き上げ前に定年退職する場合と比べ不利益とならないよう、60歳時点の給料月額額により算定する。

（4）定年前再任用短時間勤務制の導入と暫定再任用制の実施

①定年前再任用短時間勤務制

職員の健康上又は人生設計上の理由等による多様な働き方へのニーズに対応するため、本人の希望により、定年退職までの間は、再任用短時間の職に任用できる制度を設ける。

②暫定再任用制 ※現行再任用制度の経過措置

現行の再任用制度を廃止し、定年年齢を段階的に引き上げる間は、現行と同様に定年後に再任用できる制度を暫定的に設ける。

（5）情報提供・意思確認

職員に60歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60歳以後の勤務の意思を確認する。

3 改正等をする条例

- (1) 八戸市職員の定年等に関する条例
 - (2) 八戸市職員の再任用に関する条例 ※廃止
 - (3) 八戸市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例
 - (4) 八戸市職員の分限に関する基準、手續及び効果に関する条例
 - (5) 八戸市職員の育児休業等に関する条例
 - (6) 八戸市職員の勤務条件に関する条例
 - (7) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例
 - (8) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
 - (9) 八戸市職員の給与に関する条例
 - (10) 八戸市職員の特殊勤務手当支給条例
 - (11) 八戸市職員の寒冷地手当支給条例
 - (12) 八戸市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例
 - (13) 八戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
 - (14) 八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
 - (15) 八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
- ※退職手当については、別途、八戸市職員退職手当支給条例の一部改正（案）により対応する。

4 改正等の主な内容

	改正する条例	改正等の主な内容（規定の整備等）
1	八戸市職員の定年等に関する条例	①定年引上げに係る措置 定年年齢を段階的に引き上げ、65 歳とする。 ②管理監督職勤務上限年齢制 原則、60 歳に達した管理監督職（課長級以上）職員は、非管理監督職に降任する。 ③定年前再任用短時間勤務制・暫定再任用制 ア 60 歳に達した日以後最初の 4 月 1 日から定年退職の日までの間、退職した職員を短時間の職に再任用できることとする。 イ 定年年齢の引上げに伴い、現行の再任用制度を廃止する。なお、定年年齢を引き上げる間、現行と同様に定年後に再任用できる制度を暫定的に措置する。 ④情報提供・意思確認制度 職員に 60 歳以後の任用、給与等に関する情報を提供するとともに、60 歳以後の勤務の意思を確認する。
2	八戸市職員の再任用に関する条例 ※廃止	現行の再任用制度は経過措置として暫定的な取扱いとなり、また、定年前再任用短時間勤務制については八戸市職員の定年等に関する条例に新たに規定するため、廃止する。
3	八戸市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例	減給の懲戒処分中に 60 歳を迎え、4 月 1 日に給料月額が 7 割措置となった場合、減給額は、7 割措置となった給料月額を基礎として算定する。
4	八戸市職員の分限に関する基準、手續及び効果に関する条例	定年の引上げに伴う役職定年及び給料月額の 7 割措置の規定を設ける。 ※降任及び給料月額の 7 割措置は分限とされている。
5	八戸市職員の育児休業等に関する条例	育児休業や育児短時間勤務をすることができない規定において、管理監督職から降任させない職員を追加するほか、再任用短時間勤務職員の規定を定年前再任用短時間勤務職員の規定に改める。

	改正する条例	改正等の主な内容（規定の整備等）
6	八戸市職員の勤務条件に関する条例	現行の再任用短時間勤務職員に係る勤務時間や年次有給休暇等の規定を、定年前提任用短時間勤務職員の規定に改める。
7	外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例	外国の地方公共団体の機関等に派遣することができない職員の規定において、管理監督職から降任させない職員を追加する。
8	公益的法人等への職員の派遣等に関する条例	公益的法人等へ派遣等ができない職員の規定において、管理監督職から降任させない職員を追加する。
9	八戸市職員の給与に関する条例	①60歳に達した職員の給与 職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後の給料月額を、当該職員に適用される給料表の級及び号給に応じた額の7割とする。 ②役職定年による降任をされた職員の給与 管理監督職勤務上限年齢による降任をされた職員に対し、従前の給料月額の7割水準の額となるよう調整額を支給する。 ③定年前提任用短時間勤務職員の給与 現行の再任用短時間勤務職員に係る給料月額の算定方法の規定を削除し、新たに定年前提任用短時間勤務職員の算定方法を規定する。また、現行の再任用短時間勤務職員が支給対象となる諸手当については、引き続き支給対象とする。 ④暫定再任用職員の給与 暫定再任用職員に係る給料月額及び諸手当について、現行の再任用職員と同様の取扱いとする。
10	八戸市職員の特殊勤務手当支給条例	現行の再任用短時間勤務職員に係る手当を時間割する規定を、定年前提任用短時間勤務職員に係る規定に改める。また、暫定再任用職員にも規定を適用する。
11	八戸市職員の寒冷地手当支給条例	現行の再任用職員を適用除外としている規定を、定年前提任用短時間勤務職員の規定に改める。また、暫定再任用職員も、適用除外とする。
12	八戸市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例	現行の再任用職員に係る一部手当を適用除外としている規定を、定年前提任用短時間勤務職員の規定に改める。また、暫定再任用職員も、適用除外とする。
13	八戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例	現行の再任用職員を公表対象としている規定を、定年前提任用短時間勤務職員の規定に改める。また、暫定再任用職員にも規定を適用する。
14	八戸市交通部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	60歳に達した職員の給与及び役職定年による降任をされた職員の給与は、八戸市職員の給与に関する条例の規定に準じて管理者が定める規定を追加する。
15	八戸市立市民病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例	医師又は歯科医師等の職員を除く、60歳に達した職員の給与及び役職定年による降任をされた職員の給与は、八戸市職員の給与に関する条例の規定に準じて管理者が定める規定を追加する。

5 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

ただし、八戸市職員の定年等に関する条例の対象職員への情報提供及び意思確認に係る規定は、公布の日から施行する。

定年の段階的引上げ 早見表

⇒定年引上げの開始（R5～）

年度		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15
		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033
定年		60歳	60歳	61歳	61歳	62歳	62歳	63歳	63歳	64歳	64歳	65歳	65歳	65歳
【参考】特例定年（医師等）		65歳	65歳	66歳	66歳	67歳	67歳	68歳	68歳	69歳	69歳	70歳	70歳	70歳
生 年 月 日	S33.4.2 ～ S34.4.1	63歳 現再③	64歳 現再④	65歳 暫再										
	S34.4.2 ～ S35.4.1	62歳 現再②	63歳 現再③	64歳 暫再	65歳 暫再									
	S35.4.2 ～ S36.4.1	61歳 現再①	62歳 現再②	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再								
	S36.4.2 ～ S37.4.1	60歳 定年	61歳 現再①	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再							
	S37.4.2 ～ S38.4.1	59歳	60歳 定年	61歳 暫再	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再						
	S38.4.2 ～ S39.4.1	58歳	59歳	60歳	61歳 定年	62歳 暫再	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再					
	S39.4.2 ～ S40.4.1	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳 定年	63歳 暫再	64歳 暫再	65歳 暫再				
	S40.4.2 ～ S41.4.1	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳 定年	64歳 暫再	65歳 暫再			
	S41.4.2 ～ S42.4.1	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳 定年	65歳 暫再		
	S42.4.2 ～ S43.4.1	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年	
	S43.4.2 ～ S44.4.1	53歳	54歳	55歳	56歳	57歳	58歳	59歳	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳 定年

フルタイム勤務又は定年前再任用短時間勤務が可能

現再：現行再任用制度による任用（取消線箇所は対象者なし。）

暫再：暫定再任用制度による任用（取消線箇所は対象者なし。）

八戸市職員の給与に関する条例の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

職員の給与から控除できるものについて、八戸市職員生活協同組合の解散に伴う所要の改正をするためのものである。

2 改正の内容

条例第21条のうち、同組合に関する規定を削除する。

(2)八戸市職員生活協同組合の出資金及び販売未収金並びに同組合で取り扱う生命保険料及び販売未収金

3 施行期日

公布の日から施行する。

八戸市職員の給与に関する条例等の一部改正（案）の概要について

1 改正の理由

青森県人事委員会勧告に基づく青森県職員の給与改定に準じ、一般職の職員の給料月額及び勤勉手当の支給割合を改定するとともに、特別職の職員等の期末手当の支給割合の改定をするためのものである。

2 改正の内容

(1) 一般職の職員

① 給料表の改定

初任給及び若年層の給料月額を引き上げ

② 勤勉手当の改定

勤勉手当の支給割合を 0.10 月分引き上げ（再任用職員は 0.05 月分）

区分		現行	改定後	
			(A)令和4年度改定分 (令和4年4月1日適用)	(B)令和5年度改定分 (令和5年4月1日施行)
再任用職員を 除く職員	6月期	0.90月分	0.90月分	<u>0.95月分</u>
	12月期	0.90月分	<u>1.00月分</u>	<u>0.95月分</u>
	計	1.80月分	<u>1.90月分</u>	<u>1.90月分</u>
再任用職員	6月期	0.425月分	0.425月分	<u>0.45月分</u>
	12月期	0.425月分	<u>0.475月分</u>	<u>0.45月分</u>
	計	0.85月分	<u>0.90月分</u>	<u>0.90月分</u>

③ 改正する条例

- ・八戸市職員の給与に関する条例

(2) 特別職の職員等

① 期末手当の改定

期末手当の支給割合を 0.10 月分引き上げ

区分		現行	改定後	
			(A)令和 4 年度改定分 (令和 4 年 12 月 1 日適用)	(B)令和 5 年度改定分 (令和 5 年 4 月 1 日施行)
市民病院事業 管理者を除く 特別職等	6 月期	1.575 月分	1.575 月分	<u>1.625 月分</u>
	12 月期	1.575 月分	<u>1.675 月分</u>	<u>1.625 月分</u>
	計	3.15 月分	<u>3.25 月分</u>	<u>3.25 月分</u>
市民病院事業 管理者	6 月期	1.80 月分	1.80 月分	<u>1.85 月分</u>
	12 月期	1.80 月分	<u>1.90 月分</u>	<u>1.85 月分</u>
	計	3.60 月分	<u>3.70 月分</u>	<u>3.70 月分</u>

② 改正する条例

- ・ 八戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
- ・ 八戸市特別職の職員の給料等に関する条例
- ・ 八戸市立市民病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例

3 施行期日

公布の日から施行する。

ただし、一般職の職員の改定については令和 4 年 4 月 1 日から、特別職の職員等の改定については令和 4 年 12 月 1 日から適用し、令和 5 年度改定分については令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

八戸市職員退職手当支給条例の一部改正（案）の概要について

1. 改正の内容

（1）定年引上げに伴う退職手当に関する特例の新設等

定年引上げに伴う給与減額後に退職する職員の退職手当について、定年引上げ前と比較して不利益が生じないように、国家公務員退職手当法の改正に準じた特例を設けるとともに、早期退職者に係る退職手当額の割増については、当分の間、改正前の取扱いを維持する。

①60歳に達した日以後に退職する職員の退職手当の支給率に係る特例

60歳に達した日以後の自己都合退職における退職手当の基本額について、退職事由を「定年」扱いとして手当額を算定する。

②退職手当の基本額の計算方法の特例

定年引上げに伴い60歳以降の給与が減額となる職員の退職手当の基本額については、給料月額を減額する前までの期間と、減額後から退職時までの期間に分けて算定する。

③退職手当額の割増率等の維持

現行の退職手当条例において、退職手当の基本額の割増しを行う対象者は、25年以上勤続した者のうち満50歳から59歳まで（医師・歯科医師の場合55歳から64歳まで）の職員で、割増率については、定年の年齢である60歳（同65歳）と退職時の年齢の差に相当する年数1年につき2%としているが、当分の間、改正前の定年制度下で対象とされる年齢と割増率を維持する。

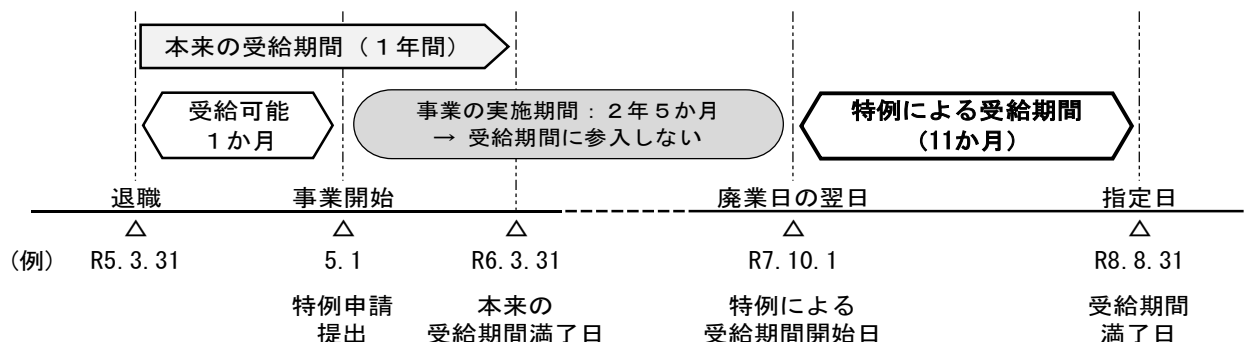
（2）失業者の退職手当における受給期間の特例の新設

①失業者の退職手当制度（概要）

一般の労働者が失業等した場合には、雇用保険法において生活及び雇用の安定を図るために必要な失業等給付を行うこととされているが、公務員は同法の適用除外とされており、職員の退職手当が雇用保険法の失業等給付額に満たない場合には、条例により同程度の給付が受けられるよう措置されている。 ※在職期間5年以内程度の職員

②改正の内容

失業者の退職手当の受給期間は、原則、退職日の翌日から1年以内となっているが、雇用保険法の一部改正に伴い、失業等給付の基本手当の受給資格者が事業を開始した場合等には、最長3年間まで受給期間に算入しない特例が設けられたことから、同様の給付内容となるよう所要の改正を行う。



(3) 非常勤職員に係る退職手当の支給対象要件の緩和

非常勤職員に対する退職手当条例の適用にあたり、常勤職員の勤務時間以上勤務した日が18日以上である月が引き続いて6月を超えると、常勤職員とみなして退職手当の支給対象としているが、週休日及び祝日等を除いた勤務日数がそもそも少ない月にあつては、非常勤職員にとって不利になる場合があるため、国においてその要件を緩和することとなったことから、国の取扱いに準じて所要の改正を行う。

2. 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

ただし、雇用保険法等の一部改正に伴う失業者の退職手当の改正及び非常勤職員に係る退職手当の改正については公布の日から施行する。

八戸市立学校設置条例の一部改正(案)の概要について

1 改正理由

根岸小学校に日計ヶ丘小学校を統合することにより、日計ヶ丘小学校を廃止するためのものである。

2 改正内容

(1) 条例中、別表の中から、八戸市立日計ヶ丘小学校の項を削る。

現行		改正後	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
八戸市立根岸小学校	八戸市日計五丁目8番1号	八戸市立根岸小学校	八戸市日計五丁目8番1号
八戸市立日計ヶ丘小学校	〃 大字河原本字日計上11番地1	八戸市立是川小学校	〃 是川四丁目1番地
八戸市立是川小学校	〃 是川四丁目1番地	(略)	
(略)			

(2) 当該条例改正に伴い、八戸市学校給食条例の別表の中から、八戸市立日計ヶ丘小学校の項を削る。

現行		改正後	
区分	学校給食の実施の対象となる学校	区分	学校給食の実施の対象となる学校
(略)		(略)	
八戸市立学校西地区給食センター	八戸市立根岸小学校 八戸市立日計ヶ丘小学校 八戸市立是川小学校	八戸市立学校西地区給食センター	八戸市立根岸小学校 八戸市立是川小学校
(略)		(略)	

3 施行期日

令和5年4月1日

令和5年八戸市成人式について

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 目 的 | 20歳の節目を迎え、改めて大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝福するとともに、ふるさと八戸への関心を深める機会とする。 |
| 2 | 日 時 | 令和5年1月8日（日）
午前の部 11時00分（開場10時00分）
午後の部 14時30分（開場13時30分）
※出身中学校別の2部制
※式典時間は50分程度を予定 |
| 3 | 場 所 | 八戸市公会堂 |
| 4 | 対 象 者 | 令和4年度に20歳となる市民1,852人
（平成14年4月2日から平成15年4月1日生まれの方）
※市外に住民票がある方は、ホームページからの事前申込で参加が可能 |
| 5 | 内 容 | （1）式次第
・国歌斉唱
・市民憲章唱和
・市長祝辞
・来賓祝辞
・誓いのことば
・アトラクション

（2）YouTubeを通して、式典のライブ配信を実施するとともに、マチニワ大型ビジョンでもライブ配信を実施

（3）対象者への特典として、八戸市美術館で開催中の展覧会「佐藤時啓ーマジックランタンー」へご招待

（4）会場周辺道路の交通渋滞緩和策として、市庁本館と別館の間の通路に参加者の降車専用スペースを設置

（5）原則、会場への入場は対象者のみ（介助等配慮が必要な方を除く） |
| 6 | 周 知 | （1）12月上旬までに対象者全員に案内状を送付
（2）その他、市ホームページ、広報はちのへ11月号、BeFM等で周知 |

櫛引遺跡出土品重要文化財指定について

1. 文化財の種別 重要文化財（考古資料）

2. 名 称 あおもりけんくしひき いせきしゅつどひん
青森県櫛引遺跡出土品 一括
(内訳) 深鉢形土器 1 点、土器片 76 点、石器 6 点

3. 所 有 者 八戸市（八戸市博物館 保管）

4. 文化財の概要

八戸市大字櫛引字蒼前に所在する櫛引遺跡でみつかった竪穴住居跡と土坑跡からの出土品。深鉢形土器をはじめとした全83点で構成される、縄文時代草創期後半（約11,000年前）の一括。

特に多縄文系土器群に属する深鉢形土器は、9割ほどが遺存し、口縁部に付された山形の突起や刻み、2種類の縄文原体を用いて施文することで羽状構成をなす文様、3段に屈曲する形状、緩い丸みを帯びた底部など、その特徴が明瞭に観察できる。全形を窺い知ることができる縄文時代草創期の土器は稀少であるなか、完形に近い個体を含む一括として極めて貴重な資料である。（縄文時代草創期・約11,000年前）

5. 今後の活用

八戸市博物館常設展示室及び収蔵庫において、展示・収蔵する予定である。



重要文化財指定品 83 点